

令和4年度第7回香川地方最低賃金審議会議事録

令和4年12月1日(木)

高松サポート合同庁舎

北館 702 会議室

出席者	公益側	東、籠池、柴田、高塚
	労働者側	立石、土田、中村、三屋
	使用者側	綾田、奥田、窪田、友國、渡部

議 題 (1) 第54期香川地方最低賃金審議会委員の任命
について
(2) 令和4年度最低賃金の改正状況について
(3) その他

○賃金室長

それでは定刻となりましたので、ただ今から、令和4年度第7回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

本審議会は、新型コロナウイルス感染症新規感染者数の増加により参集とオンラインの同時開催となっております。

本日は、春日川委員、広瀬委員が欠席されておりますが、13名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

まず初めに、資料のご確認をお願いいたします。

本日の資料は、

資料No.1 (P1) 第54期香川地方最低賃金審議会委員名簿

- 資料No. 2 (P 3) 香川県の最低賃金
- 資料No. 3 (P 5) 香川県の特定最低賃金の推移
- 資料No. 4 (P 7) 令和4年度 香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況
- 資料No. 5-1 (P 9) 香川県最低賃金の改正決定について (答申)
- 資料No. 5-2 (P 13) 当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について (答申)
- 資料No. 6-1 (P 15) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について (答申)
- 資料No. 6-2 (P 17) 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について (答申・報告書)
- 資料No. 6-3 (P 21) 香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の改正決定について (答申・報告書)
- 資料No. 6-4 (P 25) 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について (答申・報告書)
- 資料No. 7 (P 29) 特定最低賃金対象業種の状況
- 資料No. 8 (P 31) 全ての都道府県で地域別最低賃金の答申がなされました
- 資料No. 9 (P 35) 令和4年度香川県最低賃金の改正答申について
- 資料No. 10 (P 39) 香川県最低賃金周知キャンペーンを実施します
- 資料No. 11 (P 43) 厚生労働省作成パンフレット
「知っていますか？自分の最低賃金。」
- 資料No. 12 (P 45) 業務改善助成金の活用例
- 資料No. 13 (P 47) 香川県最低賃金は令和4年10月1日から時間額878円(30円引上げ)となります。業務改善助成金のご利用は9月30日までに30円コース等を利用するのがおすすめです。

資料No.14（P49） 香川県の特定最低賃金の改正決定（発効）について

以上でございますが、不足等はございませんか。

それでは、柴田会長、議事の進行をお願いいたします。

○柴田会長

本日の議題は次第にありますように、

（１）第54期香川地方最低賃金審議会委員の任命について

（２）令和4年度最低賃金の改正状況について

（３）その他

となっております。

まず、議題（１）の第54期香川地方最低賃金審議会委員の任命についてです。

事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

1頁の資料No.1にありますように、使用者側代表委員と労働者側代表委員の交代がありましたので、ご報告いたします。

使用者側委員は、令和4年9月5日付けで、株式会社北四国グラビア印刷代表取締役奥田拓己委員、労働者側委員は、令和4年11月25日付けでU Aゼンセン香川県支部長三屋智広委員でございます。

簡単にご挨拶をお願いいたします。

では、奥田委員よろしくをお願いいたします。

○奥田委員

株式会社北四国グラビア印刷代表取締役の奥田拓己と申します。

この度は皆さんのお世話になり、しっかり任務を務めてまいりたいと思っております。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○賃金室長

引き続き、三屋委員お願いいたします。

○三屋委員

ただいまご案内のとおり、今期から任命をいただきました、U A
ゼンセンの三屋と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

○賃金室長

ありがとうございました。以上です。

○柴田会長

では、議題(2)の令和4年度最低賃金の改正状況についてです。
事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

はい、それではまず当県の今年度の最低賃金の改正状況について
説明いたします。

3頁の資料No.2としまして、本年度の香川県最低賃金と特定最低
賃金を一覧表にしております。

香川県最低賃金は878円。

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金、以下「冷食」と呼びますが、
878円。

冷食は改正の諮問がなかったため、令和3年12月15日発行の時
間額849円と香川県最低賃金878円と比べ高いほうが適用されま
す。

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金。以下「機械」と呼びますが、1,000円。

香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金、以下「船舶」と呼びますが、1,003円。

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、以下「電気」と呼びますが、942円となっております。

次に、5頁の資料No.3は、香川県の特定最低賃金の推移と題したグラフで、地域最賃と特定最賃の金額の推移を表しております。

続いて、審議状況でございますが、7頁の資料No.4「令和4年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況」をご覧ください。

表の上段に区分と開催月日と主な議題とあり、左側の区分として、本審、運営小委員会、公益委員会、実施視察、県最賃の専門部会、特賃の各専門部会とあり、それぞれの開催状況をまとめています。

本審は今回を含め7回、
運営小委員会は1回、
香川県最低賃金専門部会は4回、
機械専門部会は3回、
船舶専門部会は4回、
電気専門部会は3回、
開催しております。

では、開催日程に沿って説明いたします。

7月1日に第1回本審を開催し、労働局長より改正決定についての諮問を行い、審議会運営規定等の承認、審議の進め方等の承認、最低賃金令第6条第5項適用の決議などを行いました。

7月22日に第2回本審を開催し、参考人意見聴取を行い、同日に第1回専門部会を開催し、部会長、部会長代理の選出、運営規定等の承認、生活保護関連資料の説明を行いました。

7月29日に第3回本審を開催し、機械、船舶、電気の3業種について労働局長より改正の必要性の有無について諮問を行いました。

た。

7月に香川県の特定最低賃金、冷食、機械、船舶、電気の4業種から、改正決定を求める申出書が関係労働組合から提出されましたが、冷食については、申出の要件である適用労働者の概ね3分の1以上の労働者の合意を満たしていなかったため、改正の必要性の有無についての諮問ができませんでした。

同日運営小委員会を開催し、特定最賃の改正の必要性有りとの結論に至りました。

8月3日に第4回本審を開催し、改正の必要性有りの答申、労働局長より機械、船舶、電気の3つの特定最賃の改正決定の諮問、中賃の目安伝達を行いました。

同日に第2回専門部会を開催し、最低賃金基礎調査結果説明、金額審議を行いました。

8月4日に第3回専門部会を開催し、金額審議を行いました。

8月5日に第4回専門部会を開催し、金額審議を行い、意見の一致に至らず、公益案について採決し、部会報告を取りまとめ、同日、第5回本審を開催し、採決により結審し、+30円、3.54%アップの878円で答申をいただきました。

その後、異議申出がなされたため、8月23日に第6回本審を開催し、8月5日付け答申どおり決定することが適当との結論を頂きましたので、所定の事務手続きを行い、10月1日発効となったところでございます。

続いて、特定最低賃金専門部会について説明します。

各特定最賃の第1回目の専門部会は、3業種の専門部会合同で9月21日に開催いたしました。

以後各専門部会を順次開催してご審議いただいたわけですが、機械、電機は3回目の専門部会、船舶は4回目の専門部会におきまして、全会一致により答申を頂くことができました。

まず、機械につきましては10月11日に、金額で+30円、率にし

て 3.09%アップの 1,000 円で答申をいただきました。

次に、船舶につきましては 10 月 31 日に、金額で +23 円、率にして 2.35%アップの 1,003 円で答申をいただきました。

電気につきましては 10 月 13 日に、金額で +29 円、率にして 3.18%アップの 942 円で答申をいただきました。

特定最賃の審議会答申に係る異議申出はありませんでしたので、所定の事務手続に入り、最後に答申をいただいた船舶が 11 月 30 日に官報公示され、機械、電機は、12 月 15 日から、船舶は、12 月 30 日から発効することが確定しました。

それぞれの答申文、報告書につきましては、9 頁からの資料 No. 5-1 から 25 頁の資料 No. 6-4 までに添付しておりますので後ほどご確認ください。

また、例年、特定最賃の専門部会の前に実施しておりました実地視察につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、昨年度に引き続き、見送ることとなりました。

以上ご説明しましたとおり、本年度の香川県の最低賃金の改正審議につきましては、すべて終了いたしておりますことをご報告いたします。

29 頁の資料 No. 7 は特定最低賃金対象業種の状況です。

香川県最低賃金の影響率は 13.2%、特定最低賃金の影響率は、機械 8.2%、船舶 4.8%、電気 10.4%となっております。

これを踏まえ、その周知と履行確保に努めていくことにしております。

次に、地域別最低賃金の全国の状況ですが、資料の 31 頁の資料 No. 8 としまして、本年度の本省の報道発表資料をお配りしております。

これには、全国の地域別最低賃金額一覧が記載されております。すべての都道府県で最低賃金の引上げが行われ、30 円から 33 円の引上げとなっており、また、改定額の全国加重平均は 930 円から 961

円となり、全国加重平均 31 円の引き上げは、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で最高額となっています。

地域別最低賃金の最高額は東京都の 1,072 円で、最高額と最低額 853 円との金額差は、219 円（昨年度 221 円）となっており、最高額に対する最低額の比率は、79.6%（昨年度は 78.8%）と、8 年連続の改善となっております。

以上となります。

○柴田会長

ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等がございますか。

○窪田委員

意見、質問ではないのですが、最初のご紹介のとおり使用者側、労働者側に、それぞれ替わられた方がいらっしゃいますので、資料 29 頁の影響率についてご説明していただいた方がよろしいのかなと思いました。

○賃金室長

それでは、影響率についてご説明したいと思います。

まず、資料 29 頁の 4 の影響率という所で、右側の令和 4 年度の所に県最賃では 13.2%とありますが、今年度は 878 円に改正しておりますが、その前が 848 円でした。848 円から 878 円、30 円引き上げて 878 円とした場合に、878 円を下回る労働者の割合を表しているのが影響率ということになります。

なお、()内は未満率でして、改正する前の 848 円の段階で、848 円を下回る労働者の割合が 1.0%いるというのが未満率です。

○柴田会長

よろしいでしょうか。

その他いかがでしょうか。

○土田委員

資料No. 3に、香川県の特定最低賃金の推移のグラフがあるんですけども、冷食が849円のままになっていますが、どう表すかによると思いますけれども、資料No. 2では一応878円という記載なので、資料No. 3も冷食は878円とする表示が正しいのかというところが、

資料No. 2と資料No. 3の金額に齟齬があるのは、わかりにくいのではないのでしょうか。

○賃金室長

地域別最賃と特定最賃の両方が適用される場合には、高いほうの最賃額を適用することとされており、現在、冷食よりも県最賃の時間額の方が高くなっており、冷食については、県最賃が適用されず。

資料No. 2は、周知用の資料として、ここに849円と記載すると誤解が生じやすいですので、10月1日から878円の適用になっていますということにしております。

その下に、改正諮問がなかったため県最賃を適用していますということで、一般的に広く周知するリーフレットとして、わかりやすく実際いくらが適用されるのかということで作っております。

資料No. 3は、冷食は今回改正がなかったのですが、冷食の特定最賃は、審議会の中で廃止の手続きを行わない限りは残っていきますので、今回は改正がなく849円のままでしたということを表す記載をしています。

資料No. 2は、周知用のリーフレットとして、資料No. 3は、審議会用の資料として作成しております。

○立石委員

この資料No. 3の冷食の849円という所は、ぱっと見ると、どっちなんだろうというように考えてしまいます。

県の最低賃金が適用される賃金の表記でいくのか、改正決定がされていない表記でいくものなのか分かりにくいので、何かわかりやすい記載とかあれば。

○賃金室長

この資料No. 3の所にコメントを入れた方がよろしいでしょうか。

○立石委員

そうですね、その方がいいのかと。

こういうことは初めてで、何かこう、わかりやすくしていただくと助かるかなと思います。

○賃金室長

先ほど説明した内容のコメントを入れさせてもらったらよろしいでしょうか。

○立石委員

はい。

○賃金室長

承知しました。

○柴田会長

では、コメントを入れるということにしましょうか。

○窪田委員

グラフの金額ですが、自動的に数字が出てくるので難しいのかもしれないんですけど、資料No. 3の冷食の金額 849 と 848 ですが、849の方が高いのに 848 が上にきているので、こういったところも修正できるのであれば修正して下さい。

○賃金室長

金額の所ですね。

承知しました、修正いたします。

○柴田会長

では、修正ということで対応していただくということによろしいでしょうか。

その他いかがですか。

よろしいでしょうか。

それでは、議題（3）の「その他」に移ります。

事務局から何かございますか。

○賃金室長

最低賃金改正についての周知・広報の状況についてご説明いたします。

最低賃金の周知については、県、市町等の行政機関をはじめ、各種団体や公共交通機関、事業場などに対し、ポスターの掲示、リーフレットの配布などによる周知や広報誌等への掲載依頼をお願いするとともに、労働局・監督署で行う各種説明会におきましても、リーフレットを配布するなどにより周知を図っているところでございます。

また、35頁の資料No. 9のとおり、8月5日に、香川県最低賃金が時間額 30円引き上げて 878円とする改正答申を行ったことを記者発表しました。

また、39 頁の資料 No.10 のとおり、発効日である 10 月 1 日の前日 9 月 30 日早朝より高松駅前におきまして、香川県最低賃金周知キャンペーンの一環として、最賃リーフレット入りのポケットティッシュ 1,000 個を配布し、四国新聞、NHK 高松放送局、西日本放送(株)、(株)瀬戸内海放送から取材を受け、新聞及びテレビで掲載・放映されました。

有志の審議会委員にもご参加いただき、誠にありがとうございました。

また、琴電の電車内や駅構内において、改正された最低賃金に関するアナウンスの依頼を行いました。

特定最低賃金の改正決定につきましては、船舶が 11 月 30 日に官報公示されたことで、すべての特定最低賃金が官報公示されましたので、49 頁資料 No.14 のとおり、昨日記者発表いたしました。

次に業務改善助成金についての周知・広報の状況について説明いたします。

業務改善助成金は、生産性を向上させ、事業場内で最も低い賃金の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

45 頁の資料 No.12 のとおり、6 月に業務改善助成金の活用例を載せた冊子を作成し、香川県経営者協会、香川県商工会議所連合会、香川県商工会連合会、香川県中小企業団体中央会を通して周知依頼をしました。

また、47 頁の資料 No.13 のとおり、9 月には、業務改善助成金制度が拡充したことに伴い、引上げ額、助成率の点から県最賃が 10 月 1 日に改定する前の 9 月 30 日までに利用することを勧奨するリーフレットを作成し、使用者団体等に広く周知いたしました。

申請状況につきましては、令和 4 年度は、10 月末時点で通常・特例コース合わせて 70 件、令和 3 年度は年度計で 82 件でした。

今後、特定最低賃金の周知とともに業務改善助成金の周知にも努めてまいります。

また、最低賃金に重点を置いた監督指導を来年1月から3月に実施する予定としており、最低賃金の履行確保について取り組んでまいります。

最後に、今後の審議日程につきましてご説明いたします。

来年3月15日（水）13：30から、本年度最後の第8回本審を予定しております。

第8回本審におきましては、令和5年度の特定期最低賃金改正等の意向確認や令和5年度審議への申し送り事項等につきましてご審議いただく予定としております。

また、本審等に提出させていただいております資料につきましても、追加又は削除等のご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、特定期最低賃金の改正に関わる意向表明につきましては、これまでと同様、香川労働局長あての書面によりまして、来年、令和5年の2月下旬を目途にご提出いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○柴田会長

ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等がございますか。よろしいでしょうか。

特にご意見、ご質問はございませんので、事務局の方で、何かございますか。

○賃金室長

それでは最後に、松瀬労働局長よりご挨拶を申し上げます。

○香川労働局長

香川労働局長の松瀬でございます。

柴田会長を始め、各委員の皆様におかれましては、今年度も円滑な審議会運営に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

お陰様で、地域別最低賃金をはじめ、3業種の特定最低賃金につきましては、すべて結審し、答申をいただきました。

皆様の円滑、かつ、真摯な御審議に対しまして、改めて厚く御礼申し上げます。

審議会から答申をいただきました最低賃金につきましては、地域別最低賃金については10月1日に発効するとともに、特定最低賃金については、機械・電気は、12月15日から、船舶は12月30日から、発効の運びとなっているところでございます。

今年度は、各最低賃金額が大幅な引上げ額となっております。それぞれの最低賃金が確実にその役割を果たすよう、しっかりと周知を行った上で、監督指導による履行確保を図るとともに、助成金の活用促進にも努めて参りたいと考えております。

審議会委員の皆様には、労働行政に対しまして、今後とも御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○柴田会長

ありがとうございました。以上で審議を終了いたしますが、本日の議事録の確認は、立石委員と窪田委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願い致します。

それでは、以上を持ちまして、第7回香川地方最低賃金審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

――了――